

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第11次地方分権一括法）の概要

内閣府地方分権改革推進室

令和3年5月19日成立

令和3年5月26日公布

第11次地方分権一括法

「提案募集方式（※地方の発意に根差した取組を推進するため、平成26年から導入）」に基づく地方からの提案について、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和2年12月18日閣議決定）を踏まえ、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等の関係法律の整備を行う。

改正内容

【9法律を一括改正】

地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等（8改正事項（9法律））

- ・ 地縁による団体について、不動産等を保有する予定の有無に関わらず、認可を可能に（地方自治法）
- ・ 転出届及び印鑑登録の廃止申請の受付等の事務について、郵便局において取り扱わせることを可能に（地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律）
- ・ 小規模多機能型居宅介護の利用定員に関する基準について、「従うべき基準」から「標準」に見直し（介護保険法）
- ・ 沿岸漁業改善資金について、転貸融資方式の導入及び漁業信用基金協会による債務保証を可能に（沿岸漁業改善資金助成法、中小漁業融資保証法）
- ・ 一級建築士の免許申請等に係る都道府県経由事務の廃止（建築士法）
- ・ 宅地建物取引業の免許申請等に係る都道府県経由事務の廃止（宅地建物取引業法）
- ・ 不動産鑑定業の登録申請等に係る都道府県経由事務等の廃止（不動産の鑑定評価に関する法律）
- ・ 積立式宅地建物販売業の許可申請等に係る都道府県経由事務の廃止（積立式宅地建物販売業法）

施行期日

(1) 直ちに施行できるもの → 公布の日

(2) (1)により難しい場合 → (1)以外の個別に定める日

地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等(9法律)

〔地方自治法〕

- ・ 地縁による団体について、不動産等を保有する予定の有無に関わらず、認可を可能に

〔地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律〕

- ・ 転出届及び印鑑登録の廃止申請の受付等の事務について、郵便局において取り扱わせることを可能に

〔介護保険法〕

- ・ 小規模多機能型居宅介護の利用定員に関する基準について、「従うべき基準」から「標準」に見直し

〔沿岸漁業改善資金助成法、中小漁業融資保証法〕

- ・ 沿岸漁業改善資金について、転貸融資方式の導入及び漁業信用基金協会による債務保証を可能に

〔建築士法〕

- ・ 一級建築士の免許申請等に係る都道府県経由事務の廃止

〔宅地建物取引業法〕

- ・ 宅地建物取引業の免許申請等に係る都道府県経由事務の廃止

〔不動産の鑑定評価に関する法律〕

- ・ 不動産鑑定業の登録申請等に係る都道府県経由事務等の廃止

〔積立式宅地建物販売業法〕

- ・ 積立式宅地建物販売業の許可申請等に係る都道府県経由事務の廃止

施行期日

(1) 直ちに施行できるもの → 公布の日

(2) (1)により難しい場合 → (1)以外の個別に定める日

地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等

①地縁による団体について、不動産等を保有する予定の有無に関わらず、認可を可能に（地方自治法）

- ・ 地縁による団体※が不動産等を保有していない又は保有する予定がない場合であっても、市町村長が当該団体を認可することを可能とする。

※ 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体

- ・ これにより、不動産等を保有せず、幅広い地域活動を行う地縁による団体に法人格を付与することが可能となり、当該団体が地域で求められる役割を安定的・継続的に果たすことに資する。

（施行日：公布の日から6月を経過した日）

地縁による団体が認可を受けるために

不動産等の保有又は保有する予定が**必要**



不動産等の保有又は保有する予定が**不要に**

②転出届及び印鑑登録の廃止申請の受付等の事務について、郵便局において取り扱わせることを可能に

（地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律）

- ・ 転出届の受付及び転出証明書の引渡し並びに印鑑登録の廃止申請の受付の事務について、地方公共団体が指定する郵便局において取り扱わせることを可能とする。

- ・ これにより、郵便局において取扱いが可能な地方公共団体の事務が拡大し、住民の利便性の確保及び行政運営の合理化に資する。

（施行日：公布の日）

郵便局において取扱いが可能な事務が
住民票の写しの交付請求の受付等に限定



転出届の受付及び転出証明書の引渡し
並びに印鑑登録の廃止申請の受付の
事務の取扱いが可能に

③小規模多機能型居宅介護の利用定員に関する基準について、「従うべき基準」から「標準」に見直し

（介護保険法）

- ・ 小規模多機能型居宅介護※の利用定員に関する基準について、「従うべき基準」から「標準」に見直すことにより、市町村が独自に基準を定めることも可能とする。

※ 「通い」を中心として、利用者（要介護（支援）者）の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「宿泊」を組み合わせ提供する介護サービス

- ・ これにより、介護サービスの質を担保しつつ、地域の実情に応じて必要なサービスの提供が可能となる。

（施行日：公布の日から3月を経過した日）

利用定員に関する基準

国で一律に定める「**従うべき基準**」



「標準」に見直すことにより、**市町村が独自に基準を定めることも可能に**

④沿岸漁業改善資金について、転貸融資方式の導入及び漁業信用基金協会による債務保証を可能に

(沿岸漁業改善資金助成法、中小漁業融資保証法)

- 沿岸漁業改善資金※について、現行の都道府県による直接貸付方式に加え、漁協等の金融機関による転貸融資方式を都道府県が導入すること及び同方式による沿岸漁業者の債務を漁業信用基金協会が保証することを可能とする。

※ 沿岸漁業の経営改善等を目的とした漁船・漁具の購入や養殖施設の設置等を対象とする無利子資金

- これにより、当該資金の利用促進が図られ、沿岸漁業の経営改善等に資する。
(施行日：R4.4.1)

沿岸漁業改善資金の貸付けについて

- 都道府県による直接貸付けのみ可能
- 担保又は連帯保証人が必要



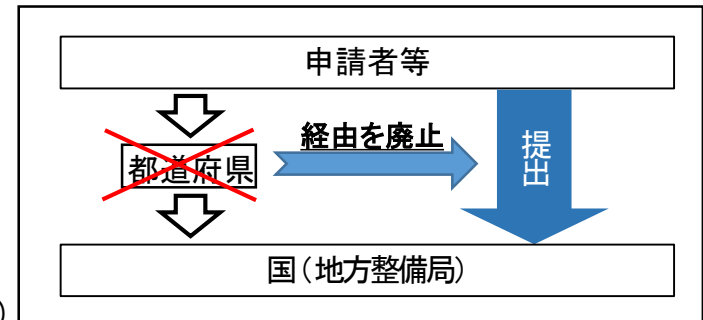
- 都道府県の判断で金融機関による転貸融資方式の導入も可能に
- 同方式において漁業信用基金協会による債務保証を可能に

⑤一級建築士の免許申請等に係る都道府県経由事務の廃止(建築士法)

- 一級建築士の国(地方整備局)に対する免許申請等及び国に対する試験の受験申込みについて、都道府県経由事務※を廃止する。

※ 国が指定登録・試験機関を指定する場合、都道府県経由事務は住所・死亡の届出等のみ

- これにより、審査の円滑化による申請者等の利便性の向上及び都道府県の事務負担の軽減に資する。
(施行日：公布の日から起算して3月を経過した日)



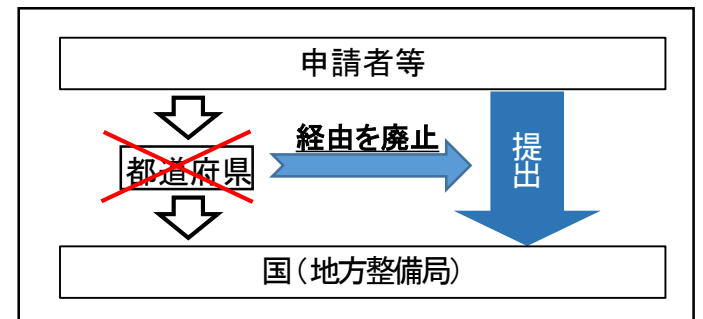
⑥宅地建物取引業の免許申請等に係る都道府県経由事務の廃止(宅地建物取引業法)

- 宅地建物取引業の国(地方整備局)に対する免許申請等※について、都道府県経由事務を廃止する。

※ 免許の申請、変更・廃業・案内所の届出等

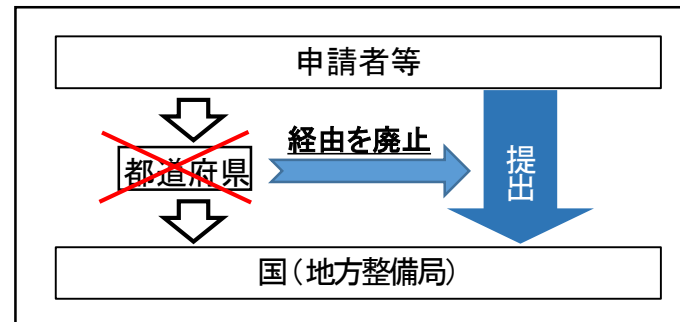
- これにより、審査の円滑化による申請者等の利便性の向上及び都道府県の事務負担の軽減に資する。

(施行日：公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日)



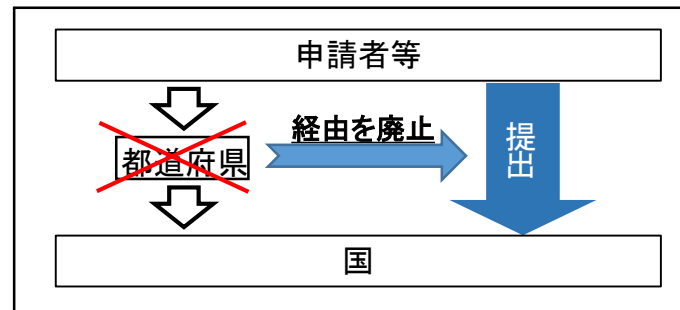
⑦不動産鑑定業の登録申請等に係る都道府県経由事務等の廃止（不動産の鑑定評価に関する法律）

- ・ 不動産鑑定業の国（地方整備局）に対する登録申請等※について、都道府県経由事務を廃止する。※ 登録・変更登録の申請、廃業の届出等
- ・ 大臣登録業者に係る不動産鑑定業者登録簿等の都道府県における供覧を廃止する。※ 国（地方整備局）における供覧は継続
- ・ これにより、審査の円滑化による申請者等の利便性の向上及び都道府県の事務負担の軽減に資する。（施行日：公布の日から起算して3月を経過した日）



⑧積立式宅地建物販売業の許可申請等に係る都道府県経由事務の廃止（積立式宅地建物販売業法）

- ・ 積立式宅地建物販売業の国に対する許可申請等※について、都道府県経由事務を廃止する。※ 許可の申請、変更・廃業の届出等
 - ・ これにより、審査の円滑化による申請者等の利便性の向上及び都道府県の事務負担の軽減に資する。
- （施行日：公布の日から起算して3月を経過した日）



（参考）

- ・ 第1次地方分権一括法（H23. 4成立。42法律を改正）
- ・ 第2次地方分権一括法（H23. 8成立。188法律を改正）
- ・ 第3次地方分権一括法（H25. 6成立。74法律を改正）
- ・ 第4次地方分権一括法（H26. 5成立。63法律を改正）
- ・ 第5次地方分権一括法（H27. 6成立。19法律を改正）
- ・ 第6次地方分権一括法（H28. 5成立。15法律を改正）
- ・ 第7次地方分権一括法（H29. 4成立。10法律を改正）
- ・ 第8次地方分権一括法（H30. 6成立。15法律を改正）
- ・ 第9次地方分権一括法（R元. 6成立。13法律を改正）
- ・ 第10次地方分権一括法（R2. 6成立。10法律を改正）